

# 口腔がん専門医制度施行細則一部改正のお知らせ

口腔がん専門医制度委員会  
委員長 原 田 浩 之

2020年11月に開催されました理事会において「口腔がん専門医制度施行細則」の改正が承認されましたので、お知らせいたします。

暫定口腔がん指導医制度は2025年末で廃止となりますので、計画的に口腔がん専門医の申請をしていただきますようお願い申し上げます。

## <口腔がん専門医制度施行細則 一部改正>

2017年、口腔がん専門医の申請要件（施行細則 第15条6.5）である「論文1編（筆頭著者）」を「論文1編（筆頭著者もしくは責任著者）」に変更いたしましたが、暫定口腔がん指導医の申請要件（施行細則 第24条7）も口腔がん専門医と同様の申請要件といたしました。

また、2020年度社員総会で口腔がん専門医の試験問題について、2021年より記述式となることが承認されました。承認に伴い施行細則の別表1「口腔がん専門医試験要項」について下記のように修正いたします。

## 【口腔がん専門医制度施行細則 第24条7】

<改正前> 口腔がんの臨床に関する論文（原著・症例報告・総説等）が5編以上あること。そのうち1編は筆頭著者の業績を有すること。この業績は、資格認定委員会の審査によって認定された学術雑誌に限られる（別刷または別刷の写を送付すること）。

<改正後> 口腔がんの臨床に関する論文（原著・症例報告・総説等）が5編以上あること。そのうち1編は筆頭著者もしくは責任著者の業績を有すること。この業績は、資格認定委員会の審査によって認定された学術雑誌に限られる（別刷または別刷の写を送付すること）。

## 【口腔がん専門医制度施行細則 別表1「口腔がん専門医試験要項」】

<改正前> 試験問題数：60問（AおよびB、それぞれ30問）

<改正後> 試験問題数：6問（記述式）